

～組合員のみなさまへ～

平成 26 年 4 月から
産前産後休業中に申出をした方の掛金が免除されます

1 概要

次世代育成支援の観点から、平成 26 年 4 月より、産前産後休業を取得し、当該休業中に掛金免除の申出をされた組合員の方の掛金が免除されます。概要は以下のとおりです。

産前産後休業とは

「産前産後休業」とは、産前産後期間（※）において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さないこと（地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇を取得した期間に限られます。）をいいます。

※「産前産後期間」とは、出産日（出産日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から、出産日後 56 日までの期間をいいます。

産前産後休業期間中の掛金免除期間とは

産前産後休業期間中における掛金の免除期間とは、産前産後休業の開始日の属する月からの産前産後休業の終了日の翌日の属する月の前月までの期間をいいます。

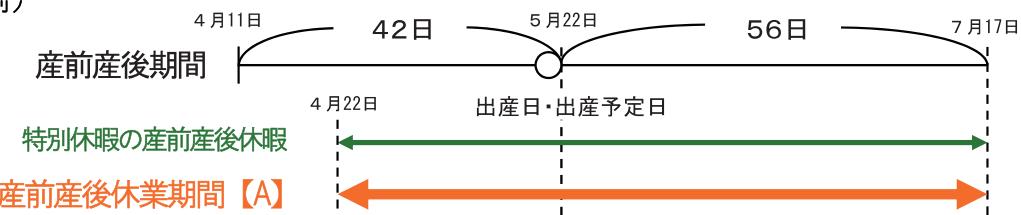
- (例) 産前産後休業期間が 4/2～6/30 の場合 ⇒ 4 月～6 月の 3 か月分の掛金が免除
産前産後休業期間が 4/2～6/29 の場合 ⇒ 4 月～5 月の 2 か月分の掛金が免除

2 産前産後休業中の掛金免除の事例

(1) 出産予定日に出産した場合

出産予定日と出産日が同一日である場合は、出産日以前 42 日及び出産日後 56 日の間に、地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇を取得し、当該期間中に掛金免除の申出をした場合は、産前産後休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで掛金が免除となります。

(例)

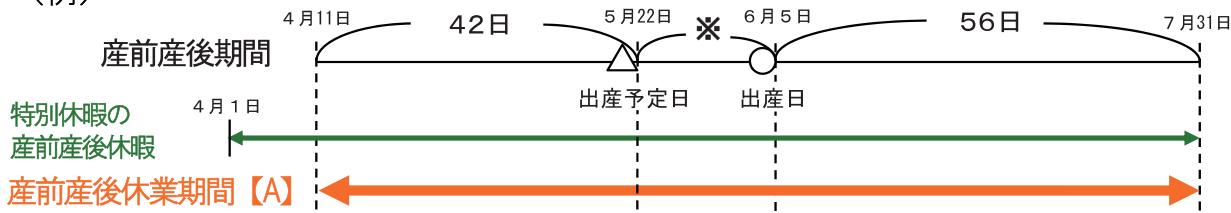


上記の例の方は、産前産後休業期間は 4 月 22 日から 7 月 17 日までとなるため、申出を行うことにより 4 月～6 月の 3 か月分の掛金が免除となります。

(2) 出産予定日よりも遅れて出産した場合

出産予定日よりも出産日が後ろである場合は、**出産予定日**以前 42 日、出産予定日後から出産日までの期間及び出産日後 56 日の間に、地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇を取得し、当該期間中に掛金免除の申出をした場合は、産前産後休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで掛金が免除となります。

(例)



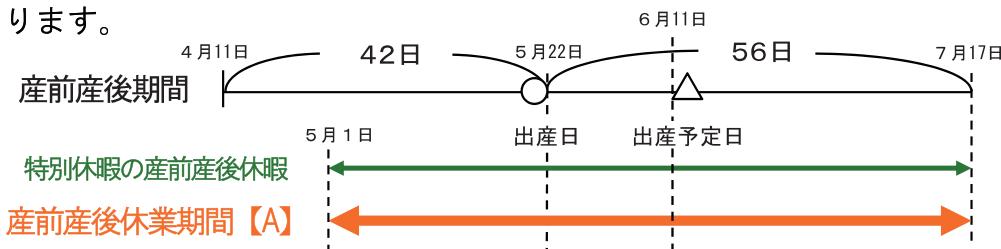
上記の例の方は、産前産後休業期間は 4 月 11 日から 7 月 31 日までとなるため、申出を行うことにより 4 月～7 月の 4 か月分の掛金が免除となります。（上記例の※の期間は産前産後休業期間に含まれます。）

なお、産前産後期間でない間に特別休暇の産前産後休暇を取得していてもその期間は掛金免除の対象にはなりません。

(3) 出産予定日よりも早く出産した場合

出産予定日よりも出産日が前である場合は、出産日以前 42 日及び出産日後 56 日の間に、地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇を取得し、当該期間中に掛金免除の申出をした場合は、産前産後休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで掛金が免除となります。

(例)



上記の例の方は、産前産後休業期間は 5 月 1 日から 7 月 17 日までとなるため、申出を行うことにより 5 月～6 月の 2 か月分の掛金が免除となります。

3 産前産後休業中の掛金免除の申出について

産前産後休業期間中の掛金免除の適用を受けるためには、該当する組合員の方が産前産後休業期間中に当組合（各支部）に申出をする必要があります。

4 平成 26 年 4 月より前から産前産後休業をしている組合員について

産前産後休業期間中の掛金免除が適用されるのは平成 26 年 4 月 1 日以降の産前産後休業となります。そのため、平成 26 年 4 月 1 日より前から産前産後休業を開始している組合員の方については、平成 26 年 4 月 1 日から産前産後休業を開始したものとみなされます。

(例) 平成 26 年 4 月分の掛金が免除される方は、平成 26 年 4 月 30 日（水）が産前産後休業期間に含まれる方となります。

ご不明な点等につきましては、当組合（各支部）の担当者までお問い合わせください。